

公表事項

命令に従わなかった法人の名称	株式会社T W J
命令に従わなかった法人の代表者	坂井 誠一
命令に従わなかった法人の所在地	大阪市北区梅田 2-6-20
禁止行為に係る店舗の名称	葵屋
禁止行為に係る店舗の所在地	神戸市中央区琴ノ緒町 5-3-2
公表の原因となる事実	上記法人は、平成29年1月23日、禁止地区において客引き行為をさせたことにより、客引き行為等の防止に関する条例第9条第3項による命令を受けたが、当該命令に従わず、平成29年1月24日、神戸市中央区北長狭通 1-2-6において、同所の通行人に対し、営業関係者をして上記店舗への客引き行為を行わせたもの。